

令和 8 年 度

碧 南 市 一 般 会 計 予 算

議案第16号

令和8年度碧南市一般会計予算

令和8年度碧南市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,756,889千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和8年2月19日提出

碧南市長 小池友妃子

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市税		千円 17,488,001
	1 市民税	6,704,700
	2 固定資産税	8,862,900
	3 軽自動車税	232,701
	4 市たばこ税	498,000
	5 都市計画税	1,189,700
2 地方譲与税		247,836
	1 地方揮発油譲与税	40,000
	2 自動車重量譲与税	145,000
	3 特別とん譲与税	54,000
	4 森林環境譲与税	8,836
3 利子割交付金		35,000
	1 利子割交付金	35,000
4 配当割交付金		125,000
	1 配当割交付金	125,000
5 株式等譲渡所得割交付金		140,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	140,000
6 法人事業税交付金		280,000
	1 法人事業税交付金	280,000
7 地方消費税交付金		2,190,000
	1 地方消費税交付金	2,190,000
8 環境性能割交付金		7,000
	1 環境性能割交付金	7,000
9 地方特例交付金		171,146
	1 地方特例交付金	169,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	2,146

款	項	金額
10	地方交付税	44,000
	1 地方交付税	44,000
11	交通安全対策特別交付金	9,000
	1 交通安全対策特別交付金	9,000
12	分担金及び負担金	80,636
	1 負担金	80,636
13	使用料及び手数料	350,355
	1 使用料	294,840
	2 手数料	55,515
14	国庫支出金	4,926,436
	1 国庫負担金	3,980,848
	2 国庫補助金	925,862
	3 国庫委託金	19,726
15	県支出金	2,803,131
	1 県負担金	1,384,209
	2 県補助金	1,208,205
	3 県委託金	207,749
	4 県交付金	2,968
16	財産収入	125,286
	1 財産運用収入	87,565
	2 財産売却収入	37,721
17	寄附金	2,015,033
	1 寄附金	2,015,033
18	繰入金	1,335,827
	1 基金繰入金	1,309,807
	2 他会計繰入金	26,020

款	項	金額
19 繰越金		千円 904,000
	1 繰越金	904,000
20 諸収入		908,902
	1 延滞金、加算金及び過料	7,300
	2 市預金利子	4,541
	3 貸付金元利収入	170,080
	4 雑入	726,981
21 市債		570,300
	1 市債	570,300
歳 入 合 計		34,756,889

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 284,192
	1 議会費	284,192
2 総務費		4,877,086
	1 総務管理費	4,252,022
	2 徴税費	356,913
	3 戸籍住民基本台帳費	183,793
	4 選挙費	45,926
	5 統計調査費	6,307
	6 監査委員費	32,125
3 民生費		13,190,517
	1 社会福祉費	6,287,968
	2 児童福祉費	6,346,833
	3 生活保護費	555,716
4 衛生費		4,747,179
	1 保健衛生費	1,132,027
	2 清掃費	1,842,159
	3 衛生諸費	1,772,993
5 労働費		84,407
	1 労働諸費	84,407
6 農林水産業費		530,823
	1 農業費	295,535
	2 水産業費	12,211
	3 農地費	223,077
7 商工費		641,264
	1 商工費	641,264
8 土木費		3,523,440

款	項	金額
		千円
	1 土木管理費	147,195
	2 道路橋梁費	504,291
	3 河川費	10,221
	4 港湾費	25,735
	5 都市計画費	2,578,995
	6 住宅費	257,003
9	消防費	1,486,215
	1 消防費	1,486,215
10	教育費	4,149,969
	1 教育総務費	818,482
	2 小学校費	311,135
	3 中学校費	472,798
	4 幼稚園費	329,240
	5 社会教育費	1,134,865
	6 保健体育費	1,083,449
11	災害復旧費	20,000
	1 公共施設災害復旧費	20,000
12	公債費	1,171,797
	1 公債費	1,171,797
13	予備費	50,000
	1 予備費	50,000
	歳 出 合 計	34,756,889

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
碧南市土地開発公社に対する債務保証	令和8年度から 令和12年度まで	金融機関が公社より損失を受けた場合、5,000,000千円を限度として市が債務保証を行う
議会報発行事業 (印刷製本費)	令和8年度から 令和9年度まで	2,230千円
議会インターネット映像配信事業 (議会インターネット映像配信業務委託費)	令和8年度から 令和9年度まで	1,716千円
広報へきなん作成事業 (印刷製本費)	令和8年度から 令和9年度まで	16,023千円
行政情報システム開発事業	令和8年度から 令和9年度まで	148,703千円
会計事務管理事業	令和8年度から 令和9年度まで	4,724千円
財政事務管理事業 (統一的な基準による財務書類作成業務委託料)	令和8年度から 令和12年度まで	11,936千円
公共施設等LED照明整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	5,837千円
公共施設等LED照明整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	347千円
防犯パトロール委託事業	令和8年度から 令和9年度まで	4,502千円
特別徴収税額決定通知書印字封入封緘業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	5,340千円

市税 3 税納税通知書印刷印字封入封緘業務委託	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	9,485 千円
愛知県議会議員一般選挙費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	11,840 千円
寝具洗濯乾燥消毒サービス事業委託	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	1,035 千円
高齢者タクシー料金助成事業委託	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	477 千円
環境等監視機器維持管理事業 (大気汚染自動測定機点検委託料)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	2,257 千円
分別収集事業 (燃やすことのできるごみ指定袋作成委託料)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	56,195 千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等LED照明整備事業	千円 19,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
障害福祉施設等整備費補助事業	48,000			
私立保育園等園舎整備補助事業（伊勢町認定こども園整備事業）	39,800			
土地改良施設維持管理適正化事業	17,000			
碧南用水上部整備事業	22,500			
生活道路整備事業	13,500			
長田橋橋梁改修事業	77,300			
主要道路整備事業	16,800			
橋梁長寿命化対策事業	60,500			
北部産業地整備事業	10,700			
（都）碧南駅前線整備事業	14,700			
防災倉庫建設事業	41,800			
中学校施設長寿命化事業（新川中学校屋内運動場空調設備設置工事）	74,100			
中学校施設長寿命化事業（南中学校屋内運動場空調設備設置工事）	69,500			
南部市民プラザ費臨時事業（非常用発電機設置工事）	21,800			
水族館費臨時事業（水族館置き水槽改修工事）	22,500			
合計	570,300			

令和 8 年 度

碧南市国民健康保険特別会計予算

議案第17号

令和8年度碧南市国民健康保険特別会計予算

令和8年度碧南市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,383,762千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での経費の各項の間の流用とする。

令和8年2月19日提出

碧南市長 小池友妃子

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	国民健康保険税	1,616,524
	1 一般被保険者国民健康保険税	1,616,524
2	国庫支出金	8,636
	1 国庫補助金	8,636
3	県支出金	4,180,950
	1 県補助金	4,180,950
4	財産収入	1
	1 財産運用収入	1
5	繰入金	547,957
	1 一般会計繰入金	547,957
6	繰越金	20,000
	1 繰越金	20,000
7	諸収入	9,694
	1 加算金、延滞金及び過料	6,002
	2 市預金利子	72
	3 雑入	3,620
	歳 入 合 計	6,383,762

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	109,465
	1 総務管理費	100,833
	2 徴税費	8,317
	3 運営協議会費	315
2	保険給付費	4,078,865
	1 療養諸費	3,503,525
	2 高額療養費	552,982
	3 移送費	50
	4 出産育児諸費	18,008
	5 葬祭諸費	4,300
3	国民健康保険事業費納付金	2,105,159
	1 医療給付費分	1,424,448
	2 後期高齢者支援金等分	459,231
	3 介護納付金分	175,482
	4 子ども・子育て支援納付金分	45,998
4	保健事業費	64,271
	1 特定健康診査等事業費	50,256
	2 保健事業費	14,015
5	基金積立金	1
	1 基金積立金	1
6	公債費	1
	1 公債費	1
7	諸支出金	6,000
	1 償還金及び還付加算金	6,000
8	予備費	20,000
	1 予備費	20,000

款	項	金 額
		千円
歳 出 合 計		6,383,762

令和 8 年 度

碧南市訪問看護事業特別会計予算

議案第18号

令和8年度碧南市訪問看護事業特別会計予算

令和8年度碧南市の訪問看護事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,615千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月19日提出

碧南市長 小池友妃子

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1	訪問看護療養費	40,510
	1 訪問看護療養費	40,510
2	繰越金	55,000
	1 繰越金	55,000
3	諸収入	105
	1 市預金利子	104
	2 雑入	1
	歳入合計	95,615

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	訪問看護事業費	78,465
	1 訪問看護事業費	78,465
2	予備費	17,150
	1 予備費	17,150
歳 出 合 計		95,615

令和 8 年 度

碧南市介護保険特別会計予算

議案第19号

令和8年度碧南市介護保険特別会計予算

令和8年度碧南市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 各勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ次に定める額とする。

(1) 保険事業勘定 5,836,121千円

(2) 介護サービス事業勘定 73,991千円

2 各勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険事業勘定

ア 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での経費の各項の間の流用

イ 地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での経費の各項の間の流用

(2) 介護サービス事業勘定

サービス事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での経費の各項の間の流用

令和8年2月19日提出

碧南市長 小池友妃子

第1表 歳入歳出予算（保険事業勘定）
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	保険料	1,269,693
	1 介護保険料	1,269,693
2	国庫支出金	1,117,579
	1 国庫負担金	986,184
	2 国庫補助金	131,395
3	支払基金交付金	1,500,041
	1 支払基金交付金	1,500,041
4	県支出金	793,732
	1 県負担金	770,613
	2 県補助金	23,118
	3 財政安定化基金支出金	1
5	財産収入	2,115
	1 財産運用収入	2,115
6	繰入金	1,151,208
	1 一般会計繰入金	956,809
	2 基金繰入金	194,399
7	繰越金	1,000
	1 繰越金	1,000
8	諸収入	753
	1 市預金利子	456
	2 雑入	195
	3 延滞金、加算金及び過料	102
	歳 入 合 計	5,836,121

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	219,348
	1 総務管理費	133,951
	2 徴収費	6,669
	3 介護認定審査会費	69,888
	4 運営協議会費	7,767
	5 趣旨普及費	1,073
2	保険給付費	5,405,534
	1 介護サービス等諸費	5,175,091
	2 高額介護サービス等諸費	115,640
	3 高額医療合算介護サービス等諸費	15,960
	4 特定入所者介護サービス等諸費	95,745
	5 その他諸費	3,098
3	地域支援事業費	180,104
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	126,375
	2 一般介護予防事業費	30,884
	3 包括的支援事業	8,917
	4 任意事業費	13,668
	5 その他諸費	260
4	基金積立金	2,115
	1 基金積立金	2,115
5	諸支出金	28,020
	1 償還金及び還付加算金	2,000
	2 繰出金	26,020
6	予備費	1,000
	1 予備費	1,000
	歳 出 合 計	5,836,121

第1表 歳入歳出予算（介護サービス事業勘定）
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	サービス収入	52,915
	1 給付費収入	47,281
	2 自己負担金収入	5,634
2	繰越金	21,058
	1 繰越金	21,058
3	諸収入	18
	1 市預金利子	17
	2 雑入	1
	歳 入 合 計	73,991

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	71,430
	1 総務管理費	71,430
2	サービス事業費	561
	1 居宅介護サービス事業費	481
	2 居宅介護支援事業費	80
3	予備費	2,000
	1 予備費	2,000
	歳 出 合 計	73,991

令和 8 年 度

碧南市後期高齢者医療保険特別会計予算

議案第20号

令和8年度碧南市後期高齢者医療保険特別会計予算

令和8年度碧南市の後期高齢者医療保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,403,213千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月19日提出

碧南市長 小池友妃子

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	1,213,128
	1 後期高齢者医療保険料	1,213,128
2	繰入金	185,504
	1 一般会計繰入金	185,504
3	繰越金	2,326
	1 繰越金	2,326
4	諸収入	2,255
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	2,251
	3 市預金利子	1
	4 雑入	1
	歳入合計	1,403,213

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	6,456
	1 徴収費	6,456
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,394,506
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,394,506
3	諸支出費	2,251
	1 償還金及び還付加算金	2,251
	歳 出 合 計	1,403,213

令和 8 年 度

碧南市水道事業会計予算

議案第21号

令和8年度碧南市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度碧南市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	28,851戸
(2) 年間総配水量	8,400,000立方メートル
(3) 一日平均配水量	23,014立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
配水施設工事	801,130千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		1,612,419千円
第1項 営業収益		1,174,369千円
第2項 営業外収益		438,040千円
第3項 特別利益		10千円
	支	出
第1款 水道事業費用		1,637,166千円
第1項 営業費用		1,610,256千円
第2項 営業外費用		20,286千円
第3項 特別損失		1,624千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額537,989千円は、減債積立金4,000千円、当年度分消費税資本的収支調整額53,001千円及び過年度分損益勘定留保資金480,988千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		402,727千円
第1項 固定資産売却代金		204千円
第2項 負担金		282,356千円
第3項 出資金		4,167千円
第4項 他会計貸付金返還金		70,000千円
第5項 補助金		46,000千円

	支	出
第1款 資本的支出		940,716千円
第1項 建設改良費		936,548千円
第2項 企業債償還金		4,168千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、予定支出の各項の経費及び各項間の経費とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 職員給与費136,445千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、14,108千円と定める。

令和8年2月19日提出

碧南市長 小池友妃子

令和 8 年 度

碧南市下水道事業会計予算

議案第22号

令和8年度碧南市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度碧南市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	22,957戸
(2) 年間総処理水量	5,496,214立方メートル
(3) 一日平均処理水量	15,058立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
汚水施設建設費	1,736,825千円
雨水施設建設費	372,406千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		2,809,534千円
第1項 営業収益		1,411,555千円
第2項 営業外収益		1,369,019千円
第3項 特別利益		28,960千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		2,915,731千円
第1項 営業費用		2,718,200千円
第2項 営業外費用		195,531千円
第3項 特別損失		1,000千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,403,658千円は、当年度分消費税資本的収支調整額120,556千円、過年度分損益勘定留保資金761,595千円、及び当年度分損益勘定留保資金521,507千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1, 640, 360千円
第1項 企業債		1, 138, 800千円
第2項 出資金		25, 007千円
第3項 負担金		146, 213千円
第4項 補助金		330, 340千円
	支	出
第1款 資本的支出		3, 044, 018千円
第1項 建設改良費		2, 109, 231千円
第2項 流域下水道建設負担金		23, 469千円
第4項 企業債償還金		841, 318千円
第5項 他会計借入金償還金		70, 000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	ポンプ場更新工事	412, 500千円	8	165, 000千円
				9	247, 500千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	1, 115, 400千円	普通貸借又は証券発行	5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	23, 400千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、予定支出の各項の経費及び各項間の経費とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 職員給与費142,083千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

令和8年2月19日提出

碧南市長 小池友妃子

令和 8 年 度

碧南市病院事業会計予算

議案第23号

令和8年度碧南市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度碧南市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	255床
(2) 年間患者数	
入院	68,620人
外来	134,205人
(3) 一日平均患者数	
入院	188人
外来	540人
(4) 主要な建設改良事業	
チラー分解整備工事	45,080千円
改訂及び機能強化対応作業委託	11,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		8,303,346千円
第1項 医業収益		7,049,321千円
第2項 医業外収益		1,254,023千円
第3項 特別利益		2千円
	支	出
第1款 病院事業費用		9,635,105千円
第1項 医業費用		9,497,207千円
第2項 医業外費用		116,575千円
第3項 特別損失		1,323千円
第4項 予備費		20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額303,479千円は当年度分消費税資本的収支調整額15,738千円及び過年度分損益勘定留保資金287,741千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		357,711千円
第1項 出資金		237,106千円
第2項 補助金		8,002千円
第3項 企業債		112,600千円
第4項 財産収入		1千円
第5項 寄附金		1千円
第6項 固定資産売却代金		1千円
	支	出
第1款 資本的支出		661,190千円
第1項 建設改良費		173,116千円
第2項 企業債償還金		455,914千円
第3項 投資		32,160千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
外来ヘルパー等業務委託に要する経費	令和8年度から 令和9年度まで	101,244千円
病院システム等保守業務の委託に要する経費	令和8年度から 令和9年度まで	40,000千円
病院内情報システム保守管理支援業務の委託に要する経費	令和8年度から 令和9年度まで	30,000千円
夜間看護補助者派遣業務委託に要する経費	令和8年度から 令和9年度まで	14,571千円
病院機能評価の受審に要する経費	令和8年度から 令和9年度まで	3,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院設備更新事業	45,000千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
医療機器等整備事業	56,600千円			
システム等更新事業	11,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出

第1項 医業費用

第2項 医業外費用

第3項 特別損失

(2) 資本的支出

第1項 建設改良費

第2項 企業債償還金

第3項 投資

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費

5,279,218千円

(2) 交際費

200千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業の健全な財政運営に資するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,560,769千円と定める。

令和8年2月19日提出

碧南市長 小池友妃子